

第三セクター等の経営健全化等に関する指針

現状と課題

- 第三セクター等の経営健全化の取組(H21～25年度に集中的に実施)
(地方公共団体が行う損失補償・債務保証 7.5兆円 → 5.0兆円(▲33.6%)、補助金等交付額 4,380億円→3,000億円(▲31.4%))
- 平成26年度以降も、取組が遅れている第三セクター等を中心に、効率化・経営健全化について不断の取組が必要。
- 現下の社会・経済情勢を踏まえれば、第三セクター等を活用した地方の創生等についての検討も必要。

対応

- 第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定。
同指針を踏まえた助言等により地方公共団体の取組を支援。

<指針の内容>

昨年度までは、基本的にすべての第三セクター等について、存廃を含めた抜本的改革の推進を要請。

新たな指針は、経営状況の適切な把握と必要な関与を行うとともに、第三セクター等の適切な活用による地域の元気創造の両立を要請。

●地方公共団体の第三セクター等への関与

- ・経営状況等の把握、監査、評価
- ・議会への説明と住民への情報公開
- ・経営責任の明確化と徹底した効率化等
- ・公的支援(財政支援)の考え方

●第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

- ・第三セクター等の経営健全化についての役割分担
- ・抜本的改革を含む経営健全化
- ・債務調整を伴う処理策

●第三セクター等の設立

●第三セクター等の活用

- ・地方公共団体の区域を超えた活動
- ・民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- ・公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

●その他

大臣通知及び第三セクター等の経営健全化等に関する指針(案)の概要

大臣通知及び指針(案)の基本的な考え方

- 総務省が平成21年度から取り組んでいる第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は、当初の予定どおり平成25年度末で終了。
- 平成26年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとして、適切な関与を行うことが必要。特に、経営状況や地方公共団体の財政的リスク等については、継続的に把握・評価するとともに、議会・住民に対して明らかにすることが求められる。
- 経営状況等を把握・評価した結果、悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要。
- 現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能、地方公共団体の区域を超えた活動が可能などの長所を有する第三セクター等を適切に活用し、地方の創成、地域の元気創造と経営健全化の両立を図ることも重要。

指針(案)の主な内容

○地方公共団体の第三セクター等への関与

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や財政的リスク等について、継続的に実態を把握することが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要。
- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の徹底した効率化(役職員数・給与等の見直し)、経営責任の明確化、人材確保等に取り組むことが重要。
- ・ 地方公共団体からの財政的支援は、地方公共団体が負担することがやむを得ない経費についてのみ行うべきであり、また、将来的に負担が生じる可能性がある手法(損失補償、短期貸付け)は採るべきではない。

○抜本的改革を含む第三セクター等の経営健全化

- ・ 第三セクター等の経営悪化や高水準の財政的リスク等が認められる場合は、地方公共団体は抜本的改革を含む経営健全化に取り組むことが必要(経営健全化に取り組むべき基準、採算性の判断基準、検討フローチャート、経営健全化に取り組む際の留意事項等を明示。)

○第三セクター等の設立

- ・ 地方公共団体は、第三セクター等の設立に当たり、事業の意義、将来見通し等について検討を行うとともに、公・民の責任分担のあり方や存続する条件等について、あらかじめ決定しておくことが必要。
- ・ 地方公共団体は、安定的な経営継続が可能な出資、地方公共団体の信用力に依存しない自立的な資金調達等についても留意するべき。

○第三セクター等の活用

現下の社会経済情勢等を踏まえれば、第三セクター等有する以下のような長所を踏まえ、これまで以上に地域の再生や活性化に取り組む事業主体として、有効に活用することが望ましい。

- ・ 地方公共団体の圏域を超えた活動
- ・ 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- ・ 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

○その他

- ・ 経営健全化等の取組を行う際には、都道府県・関係府省の支援が重要であり、総務省が提供する先進事例も参考として、適切な取組が必要。